

「高校生総合補償制度」のご案内

保護者の皆さまへ

 群馬県高等学校保護者連絡会
 群馬県高等学校PTA連合会
 会長 柳澤剛文

「高校生総合補償制度」ご加入のおすすめ

このたびご案内する「高校生総合補償制度」は、群馬県高等学校PTA連合会の制度として毎年約2万人の皆さまにご利用いただいております。

本制度は多くの高校生に加入いただくことで割安なご負担で高校生活を取り巻く危険を総合的に補償する制度として、円滑なPTA活動の観点から推奨しております。

大切なお子さまの万一の備えとして、ひいてはPTA活動のなお一層の発展を願い、保護者の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げます。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償等の保険料・補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをお読みいただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

「高校生総合補償制度」の補償内容と保険金額と保険料

保険期間1年・職種級別A級・熱中症危険補償特約セット・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット・団体割引30%・大口割引10%・過去の損害率による割増10%適用

補 償 内 容		プラン A	プラン B	プラン C
補償 の 他 人 第 三 者 の 賠 償 責 任	個人賠償責任 示談交渉サービスつき (日本国内のみ)	1事故につき、 1億円 まで(自己負担額なし)		
	入院保険金日額	1日につき、 1,600円	1日につき、 2,000円	1日につき、 2,000円
お け が の 補 償	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	1日につき、 510円	1日につき、 780円	1日につき、 780円
育 英 費 用 の 補 償	育英費用保険金	—	—	150万円
	一時払保険料 (全学年共通)	1年間 3,400円	1年間 4,320円	1年間 5,060円

他人(第三者)への賠償責任補償

お子さま(被保険者)が、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負ったとき(自分の持ち物は補償の対象になりません。)

おけがの補償

お子さまが学校や通学途上、ならびにご家庭などで不慮の事故によって傷害(ケガ)を被ったとき
日射または熱射を原因とする身体の傷害や細菌性・ウイルス性の食中毒を原因とする身体の傷害も補償の対象となります。

育英費用の補償

扶養者さまが急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられたり、所定の重度後遺障害のために、生徒さまの扶養ができなくなった場合の育英費用を一時金としてお支払します。

約30%
割安!



群馬県のマスコット
「くんまちゃん」
2020-100439

お 手 続 締 切

2021年4月6日(火)まで

保 険 期 間

2021年4月7日(水) 午後4時から1年間

〈パソコン、タブレット、スマートフォンをお持ちでない方〉

上記の方については、事前に取扱代理店へご連絡いただければ、「払込取扱票(ゆうちょ銀行)」をお渡しできますのでご連絡ください。

保険契約開始時点のご加入人数ならびに前年度のお支払保険金の状況によって、上表の保険金額を調整する場合がありますのでご了承ください。確定した保険金額は加入者証でご確認ください。

※中途加入を希望される場合の保険料ならびに補償開始日は、「よくあるご質問」欄をご確認ください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

本制度の保険商品名は「傷害総合保険」であり、群馬県高等学校保護者連絡会を保険契約者とする団体契約です。



この制度にご加入いただける方の範囲

被保険者：群馬県高等学校保護者連絡会加盟校の生徒

（「学校教育法に定める学校の学生・生徒」または「保険期間末日に年齢が満23歳未満」にかぎります。）

◎ 本制度は「1年更新」ですので毎年お手続きが必要です。お手続き漏れのないようご注意ください。

約30% 割安!

団体割引30%・大口割引10%・過去の損害率による割増10%適用、損保ジャパン保険料比

この制度の概要

個人賠償責任補償

日常生活中に、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等で法律上の賠償責任を負ったとき。



示談交渉サービスつき（日本国内のみ）

高校生活を
24時間
総合補償!

傷害補償

通学途中の交通事故や、学校生活、日常生活において、高校生がケガや熱中症、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒により入院、通院、等したとき。



育英費用補償

プランCのみ

扶養者さまが急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられたり、所定の重度後遺障害のために、生徒さまの扶養ができなくなったとき。

『自転車加害事故』へ備えましょう!

◎約4分に1回、自転車事故が発生!

◎交通事故件数の2割が自転車事故!

主な事故原因は、「安全不確認」「一時不停止」「信号無視」「歩道上の歩行者との接触」など。

数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。損害賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。（出典：交通統計2017年版(警察庁交通局)



本県の高校生の
自転車事故率
全国で
ワースト1位

自転車事故の都道府県別事故率

(出展/自転車の安全利用促進委員会)

	都道府県	高校生1万人あたり
1	群馬	117.62人
2	静岡	75.47人
3	山梨	41.94人
4	宮崎	41.84人
5	山形	38.95人
6	兵庫	37.66人
7	愛知	36.80人
8	埼玉	35.55人
9	千葉	29.48人
10	香川	29.37人

対象期間 2018年1月～12月（2020年3月発表）

加害事故賠償例

賠償額 9,266万円

【事故の概要】 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な傷害（言語機能の喪失等）が残った。

（東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）

出典：一般財団法人日本損害保険協会発行「自転車の事故」

本制度で補償の対象となる事故の例

事故の種類	事故の内容	支払われる保険金の種類	お支払いする保険金 (プランAの場合)	支払先
登下校中	自転車で登校中、滑って転倒して延べ7日間通院。	通院保険金	通院 3,570円	生徒またはその親
学校活動中	部活動中、激しく転倒。入院90日間、入院中に手術施行。その後約2年間にわたり通院90日間（お支払限度日数）。	入院保険金 手術保険金 通院保険金	入院 144,000円 手術 16,000円 通院 45,900円 ※手術は、入院保険金日額の10倍に相当する手術に該当する場合	同上
日常生活中	友達とスキー滑走中、転倒して靭帯損傷、入院7日間、入院中に靭帯手術施行、通院延べ10日間。	入院保険金 手術保険金 通院保険金	入院 11,200円 手術 16,000円 通院 5,100円 ※手術は、入院保険金日額の10倍に相当する手術に該当する場合	同上
学校活動および日常生活中	屋外体育の授業中に、熱射病で倒れ入院1日、通院3日間。	入院保険金 通院保険金	入院 1,600円 通院 1,530円	同上
他人への賠償 (登下校中)	自転車で登校中、前を歩いていた人（他人）にぶつかってケガをさせたうえ、相手の衣服を破く。	個人賠償責任補償保険金	相手への治療費や慰謝料、相手の衣服の弁償代金、など	相手
他人への賠償 (登下校中)	自転車で下校中、前から来た他人の自転車と正面衝突し、相手にケガを負わせたうえ、相手の自転車も破損。 (過失割合が、50:50と認定された場合)	個人賠償責任補償保険金	相手への治療費や慰謝料、相手の自転車の修理費、など ※ただし、相手の過失割合相当分は、減額して支払われます。	相手

※上表は、本制度で支払われる事故事例の概要を例示したものです。実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

過去実際に支払った高額事例

損保ジャパンお支払いデータより

事故の種類	事故の内容	支払われる保険金の種類	お支払いする保険金	支払先
交通事故	自転車走行中、歩行者とぶつかり相手が転倒し死亡。	個人賠償責任補償保険金	13,925,570円	遺族
日常生活中	スキー場で、ゲレンデにいた子供と接触し大ケガを負わせる。	個人賠償責任補償保険金	1,595,235円	相手

手続きのしかた【ご加入方法】

「WEB加入システム」でのお手続き

スマートフォン・タブレット・PCから右記のQRコードもしくはURLからアクセスしてください。お手続き後にコンビニ払込票が届きますのでお近くのコンビニもしくはバーコードを読み取るPay払 (LINEpay、paypay、paybee) で手数料と一緒に払込みください。



<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/gunma>

〈パソコン、タブレット、スマートフォンをお持ちでない方〉

上記の方については、事前に取扱代理店へご連絡いただければ、「払込取扱票 (ゆうちょ銀行)」をお渡しできますのでご連絡ください。

よくあるご質問【手続きについて】

- 1 **Q** 補償はいつから始まるのですか？ 途中からでも加入できるのですか？
- A** パンフレット表紙にある保険期間が補償の期間となります。
中途からでも加入いただけます。その場合、保険開始日は払込日 (お手続き日) の翌日午前0時となります。
なお、中途加入の場合の保険料は取扱い代理店までお問合せください。
※4/6以前に振込みをされた場合の補償開始は4月7日午後4時となります。
※10月以降は、中途加入いただけません。

- 2 **Q** 加入者証はいつ頃届くのですか？ (まだ届かないのですが)
- A** WEB加入システム: WEB画面上で確認できます。(紙での加入者証の発行はありません)

よくあるご質問【補償内容について】

- 3 **Q** 学校内のケガしか補償されないのですか？
- A** 学校内・通学途中にかぎらず、学校外 (自宅、旅行先など) であつても国内外、24時間補償されます。
- 4 **Q** 体育の授業中や部活動中に他人にケガを負わせた場合、この制度の対象になりますか？
- A** 授業中や部活動中など、学校等の指示・指導下のもとで活動しているとき、アルバイトで業務に従事しているときに他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した場合、この保険 (個人賠償責任補償特約) の補償の対象となりません。なお、相手の方が本制度に加入している場合は、おケガについて本制度から保険金が支払われますので、事故の連絡先までご連絡ください。
- 5 **Q** 自転車に乗って登校中、誤って歩行者 (相手) にケガをさせてしまいました。また、自分もケガをして自転車が壊れてしまいました。この制度の対象になりますか？
- A** 相手にケガを負わせたり、相手の持ちモノを壊したりした場合は、この制度で補償※ (個人賠償責任補償特約) されます。また、自分のおケガも補償 (傷害総合保険) されます。ただし、自分の持ちモノについては、本制度の補償の対象になりません。
※相手に責任がある場合、補償される金額は、損害額から相手の責任割合相当分を差し引いた金額となります。
- 6 **Q** ケガなどの事故に関する連絡・相談はどこにすればいいですか？
- A** おケガなど事故のご連絡・ご相談は、損保ジャパン 群馬保険金サービス課までお願いします。
※事故以外の連絡先も含め連絡先一覧は本パンフレットの裏面に記載しております。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：群馬県高等学校保護者連絡会

■保険期間：2021年4月7日午後4時から2022年4月7日午後4時まで（卒業される方は2022年3月31日午後4時まで）1年間

■申込締切日：2021年4月6日(火)まで

※中途加入の場合は9月末日まで受付をしております。

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：群馬県高等学校保護者連絡会加盟の高等学校の生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。

●被保険者：群馬県高等学校保護者連絡会加盟の高等学校生徒（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎります。

●扶養者：育英費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎります。

●お手続き方法：「WEB加入システム」のお手続き

スマートフォン・タブレット・PCから所定のQRコードもしくはURLからアクセスしてください。お手続き後にコンビニ払込票が届きますのでお近くのコンビニもしくはバーコードを読み取るPay払（LINEpay、paypay、paybee）で手数料と一緒に払込みください。

●中途加入：保険期間の途中で加入される場合は9月末日まで受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌日午前0時から2022年4月7日午後4時まで（卒業される方は2022年3月31日午後4時まで）となります。中途加入の場合も上記「●お手続き方法」の「WEB加入システム」でお手続きください。

●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

●保険契約開始時点のご加入人数が10,000名未満となった場合は、保険金額を調整しますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

また、熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射を原因とする身体の障害の場合でも入院保険金・手術保険金・通院保険金をお支払いします。



（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

ただし、この契約には「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、熱中症は補償の対象となります。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 つづき

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
傷害(国内外補償)	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)、間の事故 など ※1 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 ※2 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
賠償責任	個人賠償責任(国内外補償)(注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりです。)。ただし、本人に関する事故にかぎりです。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 つづき

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内外補償) (注)	- 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 - 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 - 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 - クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 - ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 - 山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 - データやプログラム等の無体物 - 漁具 1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 - 置き忘れ^(※2)または紛失 - 詐欺または横領 雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
特別費用	扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

(注1) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。^(※2)

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中の変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/seisniryō/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^(※1)および同性パートナー^(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体障害または疾病の影響＞
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

※保険期間の途中で加入される場合は9月末日まで受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌日午前0時に保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）つづき

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注) 日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる『示談交渉サービス』がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）つづき

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社については、下記のとおりになります。なお、引受保険会社や引受割合については変更になる可能性があり、詳細は団体窓口までお問い合わせください。

【幹事保険会社】 損害保険ジャパン株式会社

【非幹事保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、AIG（旧AIU）損害保険株式会社

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。
（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」、☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかを「性別」は正しいですか。 ご確認いただきましたか。

- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先・ご連絡先

本制度に関する
相談・連絡窓口
【取扱代理店】

群馬振興株式会社 〒371-8520 群馬県前橋市古市町233-5
TEL:027-253-2121(代) (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

おケガなど事故の
ご連絡・保険金
ご請求窓口

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付・初期対応

事故サポートセンター **TEL:0120-727-110** 【受付時間】
24時間365日

または、**損保ジャパン 群馬保険金サービス課**

〒371-0023 群馬県前橋市本町2-11-2富士オートビル

TEL:027-223-5120(直通) (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

保険会社等の
相談・苦情・
連絡窓口

●引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 群馬支店 法人支社

〒371-0023 群馬県前橋市本町1丁目4-4

TEL:027-223-5111 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 「払込取扱票」でのお手続きの場合は、加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。